

お客様各位

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染防止対策等への対応についてのお知らせ

丹羽会計事務所  
代表税理士 丹羽正裕

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

当事務所では緊急事態宣言発令の報道を受け、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染防止対策を策定いたしました。職員の安全確保ならびに顧問先様への感染拡大防止の観点から「5月6日までの間はお客様への訪問・弊社へのご来訪の自粛（原則禁止）」・「在宅勤務の推進」など下記の措置をとらせていただきます。また、新型コロナウイルスに関する政府施策や税制等の各種情報を随時顧問先の皆様に提供してまいります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 感染防止や安全確保の方針について（状況にあわせて随時改定いたします）
  - ・ 原則として、本日より5月6日まで顧問先への訪問を控えさせていただきます。
  - ・ 会計監査や決算などに必要な資料の受け渡しは原則電子メールや郵送での対応をお願いいたします。
  - ・ 職員の時差出勤推奨のため、当面の間の事務所営業時間を10:00-16:00とさせていただきます。
  - ・ 交代制での在宅勤務（テレワーク）を実施いたします。職員への連絡はメールまたは事務所宛てのお電話にてお願いいたします。在宅勤務中の職員については取次ぎをさせていただきます。
2. 各種情報提供について  
顧問先様へ次の窓口を用意しています、担当者までご相談ください。
  - 〔緊急納税相談〕 納税猶予申請サポート
  - 〔緊急融資相談〕 新型コロナウイルス特別貸付の申請サポート
  - 〔緊急不動産相談〕 不動産に関連するご相談全般（売却購入等）
  - 〔緊急リスクマネジメント相談〕 事業保障・個人保障の見直し

以上